

添付書類：

転用しようとする船舶の船舶原簿謄本又は船籍簿謄本又は小型船舶登録法に基づく登録事項証明書あるいは小型船舶登録事項通知書の写し及び船舶検査手帳の写し、長期抹消漁船を使用する場合は漁船原簿謄本、被代船の使途又は処分説明書（許可漁業等の場合）、被代船の漁船原簿謄本又は登録票写し（許可漁業等の場合）、漁業許可書又は起業認可指令書の写し（許可漁業等の場合）、推進機関経歴書、船舶使用承諾書又は用船契約書写し（所有者と使用者が異なる場合）、総トン数計算書等

備考：

動力漁船以外の船舶を改造しないで、動力漁船（総トン数20トン以上のもの。または、農林水産大臣の許可を要する漁業に従事するもの。）として転用使用とする方は、農林水産大臣の許可を受けて下さい。

(様式)

推進機関経歴書

年 月 日

愛知県知事殿

申請者 住 所

氏名又は名称

事 項	要 目		
推進機関の種類 *1	機関		
過給機及び空気冷却器の有無	過給機		
	空気冷却器		
制限装置(動力漁船の性能の基準の第3項に該当するもの)の有無			
機関の型式			
漁船法施行規則による馬力数			
シリンダの数及び直径	×		mm
行程	mm		
行程とシリンダの直径との比			
定格毎分回転数			
機関番号			
管理銘板番号	トン数区分*2	計画出力/連続出力*3	管理番号*4
		/	-
製造年月			
製作所名			
現在までの履歴			

- (注) 1. ジーゼル機関の場合は必ず2サイクル、4サイクルの別を明記すること。
中古品の場合：漁船に搭載されたことのある機関については、その漁船の原簿謄本を添付すること。一般船舶からの推進機関にあつては、当該推進機関の経歴を販売会社が証明すること。
2. (社)海洋水産システム協会と記された管理銘板にあつては、銘板の左肩部分にA～Eのアルファベットでトン数区分が記されおり、これを記入する。なお、(社)漁船機関技術協会又は小形高速・取扱協議会と記された管理銘板にあつては、区分なしと記入する。
3. (社)海洋水産システム協会と記された管理銘板にあつては、銘板の左肩部分に計画出力/連続出力が記されおり、これを記入する。なお、(社)漁船機関技術協会又は小形高速・取扱協議会と記された管理銘板にあつては、銘板の左肩部分に記された数値の横線上方の数値を記入欄の斜線左側に、横線下方の数値を記入欄の斜線右側に記入する。
4. (社)海洋水産システム協会と記された管理銘板にあつては管理の項に記されている番号(記号)を、(社)漁船機関技術協会又は小形高速・取扱協議会と記された管理銘板にあつては銘板番号の項に記されている番号(記号)を全て記入する。

(様式)

船舶使用承諾書

年 月 日

使用者

殿

所有者 住 所

氏 名

下記の船舶を貴殿において

漁業に使用することを承諾いたします。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(様式)

被代船の処分又は使途説明書

1. 船主名
2. 船名
3. 漁業種類
4. 総トン数
5. 漁船登録番号

上記漁船は 　　　　　 が建造（改造・転用）許可を申請した 　　　　　 丸（ 　　 トン 　　 馬力）
の竣工（改造工事完了・転用による使用開始）後は （廃船・貨物船に転用・売却）し、
漁船登録を抹消いたします。

年 月 日

住所

氏名

(注) アンダーライン部分は処分方法により、下記のように書きかえるものとする。

(1) 他種漁業に使用する場合

〇〇漁業を廃業し、改造許可をうけ、〇〇漁業に使用いたします。

(2) 同種の漁業に使用する場合

〇〇漁業を廃業と同時に漁船登録を抹消しますが、再び、従前の漁業に使用する
ため、別途漁業許可を充当の上、転用許可を申請する予定であります。